

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 6 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る令和元年度及び令和2年度に発行された
クーポン券の取扱いについて

風しんの追加的対策につきましては、多大なる御理解及び御協力を賜り感謝申し上げます。

令和元年度及び令和2年度に発行したクーポン券の取扱いについては、「風しんの追加的対策に係る令和3年度の対応について（協力依頼）」（令和3年1月12日付け健康局健康課・結核感染症課事務連絡）において、令和3年度も使用可能とすることとしていましたが、令和3年度に風しんの第5期の定期接種に係る委託料（以下「委託料」という。）を変更する自治体における対応について、下記のとおり定めることとしますのでお知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1 有効期限を延長したクーポン券の取扱いについて

- (1) 有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認（※以下3(2)で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。
- (2) なお、委託料が改定された市区町村のクーポンであっても、実施機関において委託料の訂正がなされない（印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関

に提出する) 場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後（令和３年度）の委託料と改定前（令和元年度及び令和２年度）の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

- (3) 当該対応は、代行機関において令和元年度及び令和２年度に発行したクーポン券による請求手続きを可能とするもので、令和３年度において委託料を改定しない場合は、有効期限の延長のみとなる。

2 前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和２年度の当初に発行したクーポン券と、令和２年度末に前倒し発行した令和３年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和２年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

3 委託料改定を行う場合の手順

- (1) 委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和３年３月２６日までに、別紙様式により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康局健康課予防接種室へ報告する。
- (2) 厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表（周知）する。

4 その他

市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表するとともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。

【照会先】

厚生労働省健康局
健康課予防接種室調査管理係
(直通)03-3595-3287